

研究調査規程

(研究調査活動の目的)

第1条 研究調査活動は、電気学術およびその応用に関し、専門的立場から研究調査を行ない、産業ならびに民生文化の発達に寄与する具体的方策をたて当該技術の発達、普及に貢献することを目的とする。その活動は主に専門委員会を通じて行なわれ、技術報告等により広く会員に浸透、周知を計ると共に、研究会、講演会、大会等の開催を通じ、巾広い会員の直接参加により行なう。さらに国際交流ならびに表彰、助成を通じて行なう。

(研究調査活動の対象)

第2条 研究調査活動の対象は電気学術およびその応用に関する広範囲な動向調査、技術開発に必要な技術上の問題、共通の技術的隘路となっている問題、体系的に研究調査を要する問題、新技術と在来技術との調整的問題、技術の総合的発達普及に要する問題等とする。

(所 管)

第3条 研究調査活動は主に次の1つの会議、特別技術委員会および各部門に設置される委員会をもって行なうものとする。

1 研究調査会議

本学会の研究調査に関する主要な事項の審議、ならびに調整は研究調査会議があたる。研究調査会議の運営は別に定める「研究調査会議運営要綱」による。

2 特別技術委員会

部門横断的、あるいは内外分野も含めた分野横断的な研究調査活動の具体的遂行にあたる。特別技術委員会の運営は別に定める「特別技術委員会・特別調査専門委員会 運営要綱」による。

3 部門委員会

1) 部門で行なう研究調査活動は、部門研究調査運営委員会、技術委員会、専門委員会の3種類の委員会をもって行なう。その内容は別に定める「部門研究調査運営委員会運営要綱」「技術委員会・専門委員会運営要綱」による。

2) 活動

各委員会の活動は1)項による規程、運営要綱による他、次の各項を遵守しなければならない。

① 技術委員会の新設・廃止・統合、ならびに活動内容の決定および変更の研究調査会議での審議、調整

② 専門委員会の新設、廃止、統合および目的変更の研究調査会議への報告

③ 電気規格に関連する技術的調査の副会長（研究調査担当）による事前調整

(大会の開催)

第4条 全国大会は、別に定める「全国大会規程」および「全国大会委員会運営要綱」により開催する。
2. 部門大会は、別に定める「部門規程」第5章部門大会により開催する。

(国際会議の開催)

第5条 国際会議は、別に定める「国際会議規程細目」により開催する。

(表彰・助成)

第6条 研究調査活動に対する表彰・助成は、別に定める「表彰規程」「100周年記念基金学術振興助成

規程細目」および「100周年記念基金国際交流助成規程細目」により行なう。

(理事会による研究調査活動の推進)

第7条 (暫定)

第3条に示す研究調査活動の他、全部門に関連する包括的かつ緊要な課題については、理事、総務会議、研究調査会議等の提案により、理事会承認による研究調査の委員会を設置することができる。

(付則)

1. 本規程は平成3年3月26日、理事会において承認制定。
2. 本規程は平成3年5月24日より施行する。
3. 平成5年1月13日、理事会において第8条(暫定)追加承認、即日施行。
4. 平成12年12月13日、理事会において一部改正。
5. 平成16年3月3日、理事会において一部改正。
6. 平成23年10月6日、理事会において一部改正。
7. 平成24年4月27日、理事会において一部改正。